

FAQ番号	分類	質問	回答
101	申請	ダブルディグリープログラムの学生は申請できますか？	<p>ダブルディグリーの学生でも支援の対象にはなりませんので、申請いただくことは可能です。ただし、遵守事項を守れるかどうかはまずご本人がしっかりと判断することが必要と考えます。</p> <p>・国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生等は、本事業の対象外となります。 ・選抜は、本事業の政策目的である「我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の支援を強化する」等の観点を踏まえて行われます。 ・日本へ入国できていない場合、留学生への研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の支給については、渡日後となります。</p> <p>といった点についてもご留意ください。</p>
102	申請	募集要項に記載されていない入学年月日の者は申請できますか？	募集要項に記載していない入学年月日の方は、募集対象外のため、申請できません。
103	申請	Better Co-beingプログラム（Guide4AIプログラム）と日本学術振興会の特別研究員の同時申請に関して、同時受給ができないことは把握しているのですが、申請自体を同年度に行うことは可能でしょうか？ 申請が可能な場合、もし同時に受理された時にどのような対応を行えばいいのかを教えてください。	<p>申請は可能です。 申請フォームにその旨お知らせいただく項目がありますので入力をお願いします。 同時受理された場合は、どちらかをご自身の判断により辞退していただく事になります。</p>
104	申請	Better Co-beingプログラム（Guide4AIプログラム）は他の奨学金と併給できますか？	<p>当プログラムでは、基本的に他の奨学金を受給することを禁止してはおりませんが、本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」することを目的としています。 そのため、奨学金等の用途が研究に専念するための支援（生活費）である場合、本事業の目的と重複しますので、年収にカウントいただく必要があります。</p> <p>一方で、研究費や授業料免除など研究の推進のための支援である場合は、本事業の目的とは重複しませんので収入にカウントいただく必要はありません。 また、貸与型の奨学金は生活費が用途であっても収入に含める必要はありません。</p> <p>なお、相手側機関において併給を不可としている可能性がありますので、必ず相手側機関にも確認を取っていただくをお願いします。</p>